

# 【ご記入にあたっての注意事項】

令和8年度尼崎市防犯カメラ設置補助事業 応募書 兼 計画書 兼 収支予算書

令和 年 月 日

尼崎市長 あて

※団体名は規約に記載の正式名称をご記入  
ください。（略称は使用しないで下さい）

団体名 〇〇社会福祉協会

※手続きの代表者は、必ず地域団体等の長を  
ご記入ください。

代表者名 会長 〇〇 〇〇

住 所 尼崎市〇〇△丁目□□

電話番号 自宅 ( ) —

携帯 ( ) —

令和8年度尼崎市防犯カメラ設置補助事業に下記の計画とおり応募するため、関係書類を提出します。

記

|        |  |
|--------|--|
| 1 応募内容 | <input checked="" type="checkbox"/> 新規設置（防犯カメラがない場所に初めて付ける）<br><input type="checkbox"/> 更新設置（過去に本補助金を活用して設置した防犯カメラの付替え）                              |
| 2 設置計画 | 設置場所の住所 <u>尼崎市〇〇△丁目□□</u><br>(施設名) <u>〇〇公園</u>   |
|        | 設置場所の所有者 <u>尼崎市</u><br><input type="checkbox"/> 設置許可有<br><input checked="" type="checkbox"/> 設置許可見込（許可予定日 2026 年 8 月頃予定）<br>※許可予定日は現時点での目安時期をご記入ください |
|        | 稼働予定日 <u>2026 年 12 月 1 日</u><br>※稼働予定日は現時点での目安時期をご記入ください   |
| 3 収支予算 | 収入の部 市補助金 200,000 円<br>自己負担金 0 円 計 200,000 円   |
|        | 支出の部 機器購入費 150,000 円 ※税込み金額でご記入ください<br>設置工事費 50,000 円 計 200,000 円  |

※ 収支予算の収支の計は一致する。市補助金は見込額を記入する。

地域合意書及び維持管理等誓約書

令和 年 月 日

設置団体 ○○社会福祉協会

許可団体 ○○社会福祉協会

代表者氏名 会長 ○○ ○○

上記設置団体 が設置する防犯カメラは、下記設置場所において  
上記許可団体 の合意に基づき設置するものです。

上記設置団体 が防犯カメラ運用規定を遵守し、適正に設置、維持管理及び運用を行います。

|      |              |                    |
|------|--------------|--------------------|
| 設置場所 | 住 所<br>(施設名) | 尼崎市○○△丁目□□<br>○○公園 |
|------|--------------|--------------------|

## 防犯カメラ等運用規程

(目的)

第1条 この規程は、別表に定める防犯カメラ等設置団体（以下「設置団体」という。）が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(運用責任者等)

第3条 設置団体は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、別表に定める防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 設置団体は、運用責任者を補佐するとともに、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名するところにより、別表に定める防犯カメラ等取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 設置団体は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

第4条 運用責任者、取扱責任者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者の権利の保護を図らなければならない。

2 運用責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後においても同様とする。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されなければならない。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とすること。

(2) 防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称・連絡先を、防犯カメラの設置場所に明確かつ適切な方法で表示すること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所に運用責任者等以外の者がみだりに立ち入ることがないようにするほか、映像の外部への漏えい等を防止するための所要の安全対策を講じること。

(4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複製を行わないこと。

(2) 施錠ができる保管庫等に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保管期間は、1週間から1カ月までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講じること。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令等に基づく場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合。

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附則

この規程は、別表に定める日から施行する。

防犯カメラ等設置者（申請団体名）

|     |          |
|-----|----------|
| 団体名 | 〇〇社会福祉協会 |
|-----|----------|

防犯カメラ等運用責任者及び取扱責任者

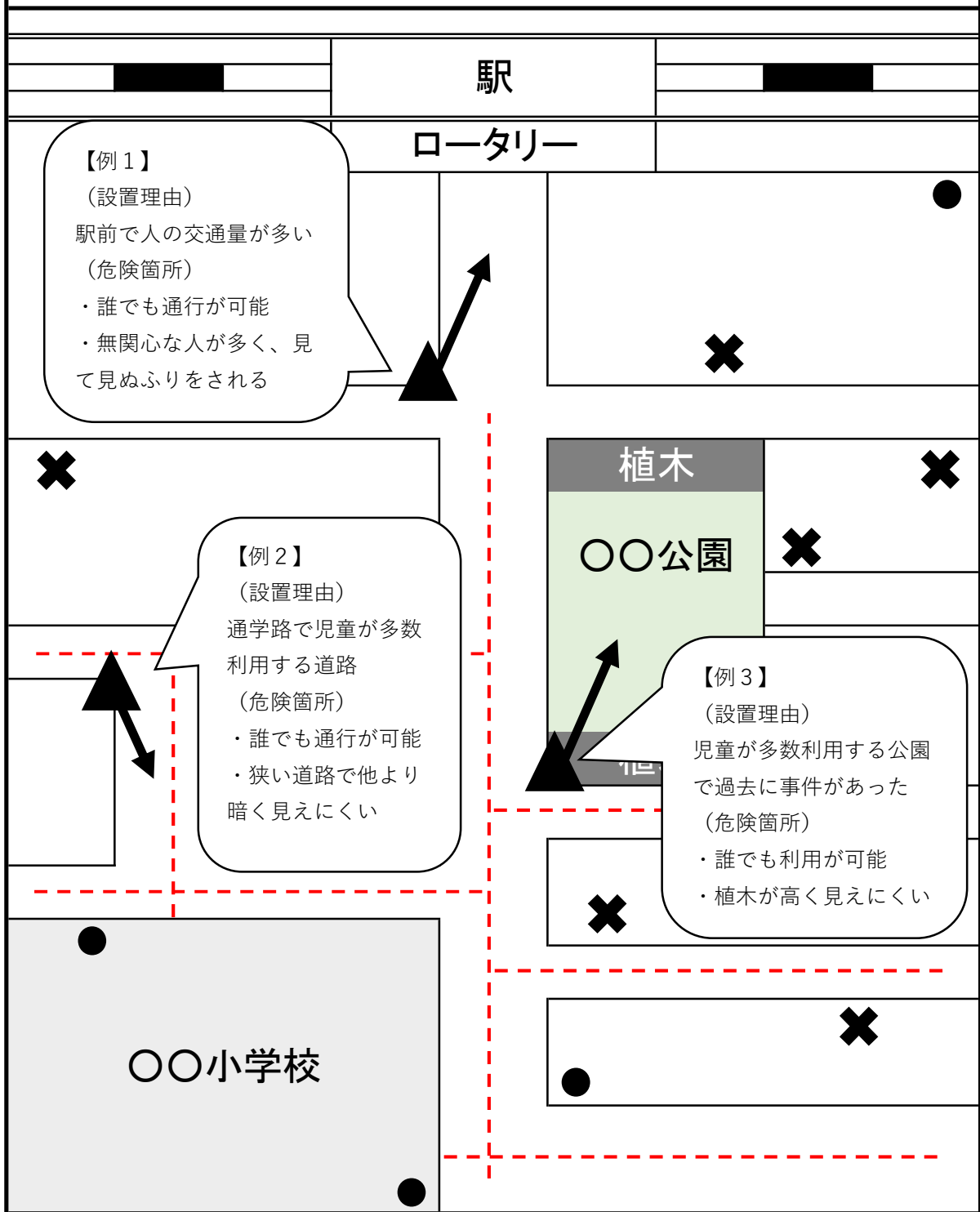
|       | 氏名    | 住所         | 電話番号 | 役職 |
|-------|-------|------------|------|----|
| 運用責任者 | 〇〇 〇〇 | 尼崎市〇〇△丁目□□ |      | 会長 |
| 取扱責任者 | □□ □□ | 尼崎市△△〇目××  |      | 会計 |

施行日

|                     |
|---------------------|
| 2026 年 11 月 30 日 施行 |
|---------------------|

※カメラ稼働予定日前の日付をご記入ください。

防犯カメラ設置場所 地図 (yy年mm月dd日 ○○自治会作成)



(記載項目例)

- ▲ : 今回設置予定の防犯カメラ
- : 既に設置されている防犯カメラ
- × : こども110番の家、店
- : 通学路
- : 防犯カメラの撮影方向

【例】のように【設置理由】と【危険箇所】の説明も記載ください。